

議第 8 9 号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」といいます。）の一部改正（令和 7 年法律第 5 号による改正）を踏まえ、国家公務員に準じて、部分休業について所要の規定の整備をします。

2 育児休業法の改正の主な内容

(1) 部分休業の取得要件の緩和

短時間勤務である再任用職員，任期付職員及び会計年度任用職員に係る部分休業の対象となる子の年齢の上限が，3 歳から小学校就学の始期に達するまでに引き上げられました。

(2) 部分休業の取得形態の追加

現行の育児休業法の規定による部分休業は，1 日の勤務時間の一部についてのみ取得することが可能とされていましたが，この度の改正により，職員それぞれが次のいずれかの形態を選択することが可能となりました。

ア 第 1 号部分休業（改正前と同様の部分休業の形態）

1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得

イ 第 2 号部分休業（新たに追加された部分休業の形態）

1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得

3 条例改正の内容

部分休業の定義を，第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業の両方に対応するものに改めます。

4 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日